防装庁(事)第167号 令和元年9月30日 一部改正 防装庁(事)第156号 令和5年4月12日

> 事務次官 (公印省略)

情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について (通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類:別紙

情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措 置

1 趣旨

防衛省・自衛隊の指揮統制、運営等を実施するための重要な基盤である情報システムについて、中期防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)において、「情報システムについて適切な価格水準で調達を行う」こととされたところ、引き続きこれを実現していくためには、情報システムの性質や調達の難易度に応じて、情報の保全や応札者の技術力等に留意した上で、複数企業が入札に参加し、競争原理を働かせることで価格競争を生じさせること、及び複数企業から取得した見積資料や情報システムに係る市場の価格動向を考慮の上、予定価格等を適切に算定することが重要である。

このため、新規参入の企業と既に防衛省と契約実績がある企業との間の情報の格差(以下「情報の格差」という。)等が企業の新規参入を阻害する要因となり、1者応札又は1者応募(以下「1者応札等」という。)となることを防止する必要がある。また、予定価格等の算定についても、複数企業からの見積資料取得に努める必要がある。

以上を踏まえ、防衛省・自衛隊として、情報システムの適切な価格水準での調達の実施のため、1者応札等の改善及び適切な予定価格等の算定に関し必要な事項を定める。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大臣官房長等 大臣官房長、各局長、防衛省本省の施設等機関の長、 各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長をいう。
- (2) 情報システム 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第2条第2号に規定する情報システム(次に掲げるものを除く。)をいう。
 - ア 火器管制装置等に用いられる装備品及びその支援用機材に組み入れられる情報システム
 - イ 機器の数値制御を行う目的で装備品に組み込まれている情報シス テム
 - ウ 装備品の研究開発のための試作品及び装備品の研究開発のため試験的に使用される機材に組み入れられる情報システム
- (3) 仕様書 装備品等の標準化に関する訓令 (昭和43年防衛庁訓令第

33号)第3条第4号に規定する仕様書(役務契約にあっては役務の内容を示す文書)をいう。

- (4) 市場価格方式 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格訓令」という。)第2条第6号に規定する市場価格方式をいう。
- (5) 原価計算方式 予定価格訓令第2条第8号に規定する原価計算方式 をいう。
- 3 1者応札等の改善に向けた取組
 - (1) 適正な仕様書の作成

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、1者応札等の要因となる情報の格差の解消のため、以下の事項を含め、情報システムの網羅的かつ詳細な仕様書を作成するものとする。

- ア 情報システムが備えるべき機能要件、品質及び技術要件を明らか にした要件定義書を作成すること。
- イ 事業全体の成立性を考慮した上で、契約相手方が実施する業務内 容に応じて競争性が確保される合理的な調達単位とすることとし、 調達単位毎の契約相手方における役割分担を明示すること。
- ウ ハードウェアやソフトウェアに必要とする機能要件、性能要件、 保守要件及びサービスレベルを明示すること。
- エ 契約相手方に求める作業の実施内容を明示すること。
- (2) 部外の知見の活用

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、電子計算機システムの整備について(防装通第3847号。6.6.29)が適用される総額が10億円以上の電子計算機システム以外の情報システムについて、仕様書を作成又は変更する場合、情報の格差を是正する観点から、あらかじめ防衛装備庁長官に協議し、防衛装備庁長官が必要と認めるときは、部外の者に対し、当該仕様書の評価を依頼するものとする。ただし、防衛装備庁長官が別に定める場合については、この限りではない。

(3) 防衛装備庁長官への協力

防衛装備庁長官は、前2号の取組を含む1者応札等の改善に向けた 取組を推進することとし、必要があると認めるときは、大臣官房長等 に対し、協力を求めることができ、大臣官房長等は、その求めがあっ たときは、これに応じ、協力するものとする。

(4) 留意事項

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、情報システムの調達に当たっては、情報システムの性質及び調達の難易度を踏まえ、契約相手方の技術力や事業内容の理解状況などにも可能な限り留意し、必要に応じて総合評価落札方式等を活用するなどの措置を講じるものとする。

4 予定価格等の適正性の確保

(1) 市場価格方式の徹底

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、情報システムの調達に係る予定価格の計算に当たっては、予定価格訓令第4条第1項及び調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について(防経装第8927号。25.6.26)第5項に基づき、市場価格方式による計算を徹底するものとする。

(2) 原価計算方式による場合の留意点

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、前号により難い場合で、原価計算方式により計算するときは、複数企業から見積資料の提出を求めるものとし、予定価格の算定方法は、防衛装備庁長官が別に定める。

5 実施状況の確認

防衛監察監は、防衛監察の実施に関する訓令(平成19年防衛省訓令第57号。以下この項において「訓令」という。)第2条第3号の年度防衛監察において、前2項に掲げる措置の実施状況について確認するものとし、その結果について、訓令第9条第1項の規定により防衛大臣に報告するものとする。

6 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。